

第17回 農業委員会総会議事録

妙高市農業委員会

第17回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年7月30日(火) 午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

(1) 農業委員(16名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭	
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明	
	14番	霜鳥 勝範	17番	尾崎 香	

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔
矢坂 信昭	杉原 福栄	朝比奈 聡	飯吉 幸二	石田 実男
堀川 恒一	山下 利秋	内田 吉春	関原 正晴	小島 好市
宮下 紀昭	高田 建治	清水 良恵		

4. 欠席委員 15番 小林 征憲

5. 提出議題

報告第28号 5月分許可状況について
報告第29号 農用地利用集積計画変更届出書について
報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第31号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告について
報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
報告第33号 6月分許可状況について
報告第34号 農地転用許可申請に係る適正な運用について
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第31号 事業計画変更承認申請について
議案第32号 農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 望月 幸子	主査 竹田 由之

7. 会議の概要

- 事務局長 総会を始めます前に、本日の議事日程に変更がありますので、資料の差替えと追加分について、お手元に配布させていただきました。
差替えは「第17回妙高市農業委員会総会日程」です。
追加配布分は「報告第33号 6月分許可状況について」、「報告第34号 農地転用許可申請に係る適正な運用について」の2件ですので、ご確認ください。
それでは、本日の出席委員の報告をいたします。
只今の出席委員は16名でございます。
なお、欠席届出のあった委員は、15番 小林 征憲委員です。
- 会長 ご苦労様でございます。
本日は、皆様から慎重審議、協議していただかなければならない案件がございます。
少し時間も係るかと思えますし、またこの後のスケジュールも決まっておりますので、早速、会議に入りたいと思えます。よろしく願いいたします。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第17回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、1番の渡邊 春男 委員、2番の東條 進 委員、よろしく願いいたします。
今回の報告事項については、本日配布しました2件を含め7件、議案については、4件のご審議をお願いします。
- 議長 これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第28号 5月分許可状況について
・報告第29号 農用地利用集積計画変更届出書について
・報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第31号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告について
・報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
・報告第33号 6月分許可状況について
・報告第34号 農地転用許可申請に係る適正な運用について
以上、報告事項7件について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページ、報告第28号 5月分許可状況について、をご覧ください。
令和元年5月に申請されましたものは、3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が3件でありまして、いずれも妙高市農業委員会ですら許可となっております。
次に、2ページ、報告第29号 農用地利用集積計画変更届出書について、です。
これは、すでに利用権設定がされている貸借契約に対して、改めての申請をせずとも、届出をすることにより変更できるものであります。
先月、届出のありましたものは、貸借期間の変更が1件ありました。これは貸付人と借受人において、複数の農地を貸借しており、そのうちの1番長い貸借期間に合わせるための変更となっております。
次に、3ページ、報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。
6月に貸付人、借受人の両者から通知されました合意解約は、1件であります。
解約後の状況については、すでに、先月の総会において、次の方との利用権設定がなさ

れているところであります。

次に、4ページ、報告第31号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告についてです。

6月に処理しましたものは、農地転用事実確認が2件、農地法の適用を受けない事実確認が2件、法務局からの農地の転用事実に関する照会が3件です。

事務局と地区担当委員の現地確認により、現在、耕作されておらず、農地性がないことが確認できましたので非農地と判断いたしております。

なお、「農地法の適用を受けない事実確認」につきましては、これまで現地確認終了後、決裁を経て、事務局にて申請者に証明書を発行し、総会にて報告させていただいておりますが、これは毎年実施しております、農地パトロール後の非農地判断の処理の際、農地に該当しない場合は総会において議決をいただいていたものと同様の内容であることから、総会での取扱いを見直し、来月分以降は、議案として上程させていただく予定としております。

なお、残りの2種類において、「農地転用事実確認」は既に過去において転用許可をしていること、「法務局からの照会」については、照会から回答までに2週間という制限があることから、引き続き現地確認後、総会にて報告とさせていただきます。

次に、5ページ、報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、をご覧ください。

先月、届出のありました相続件数は10件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

続いて、追加で配布しました、報告第33号 6月分許可状況について、です。

6月の総会におきまして、3,000㎡以上の5条申請事案が2件ありましたが、農地法において3,000㎡以上の事案の場合は新潟県農業会議の常設審議委員会で諮問することとなっております。

6月総会では妙高市農業委員会において許可相当としており、7月16日に開催されました常設審議委員会にて、諮問した結果、異議なしと答申されたことから、原案どおり許可としたものです。

次に、追加報告第34号 農地転用許可申請に係る適正な運用について、です。

次ページ以降の別紙1、別紙2と併せて3枚で一連のものとなっております。

先月、6月総会において、農地法第5条第1項による許可申請のうち、議案番号4番の案件については、農地転用許可前における一般住宅建築の着工ではありましたが、申請者本人は農地法を十分理解しておらず、深く反省していることから、追認で許可となったものです。

この事案は行政書士が代理人となっていたことから、妙高市、上越市、糸魚川市の3市で構成する農業委員会・上越地区協議会から新潟県行政書士会上越支部長及び糸魚川支部長宛てに、6月25日付けで再発防止の注意喚起を促す文書を送付しました。これは別紙1の文書です。妙高市農業委員会事務局では7月4日に新潟県行政書士会上越支部長等と面談し、会員への注意喚起や再発防止を求めてまいりました。

しかしながら、今月、この後上程いたします、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、議案番号6番についても、行政書士を代理人とする農地転用許可前の一般住宅建築の案件が申請されました。

このため、7月25日に安原会長も出席のうえ、再度、新潟県行政書士会副会長、上越支部長等と面談し、行政書士会上越支部としての今後の対応を報告するよう、強く、申し入れしました。

新潟県行政書士会上越支部では、同様の事案が続いたことを重く受け止め、転用許可通知がなされるまでは、絶対に事前工事を行わないよう、会員へ通知しております。これは別紙2でありまして、7月吉日付けで出されたものであります。

事務局としましては、一般住宅等の建築に際し、建築確認申請等が必要であることから、

農地転用許可前着工の未然防止に向け、今後、建設課と連携し、申請地の地目を確認することとします。

なお、この2件の農地転用許可前の一般住宅建築については、農業委員及び農地利用最適化推進委員によります、日頃の農地パトロールによって発覚したものであり、引き続き農地パトロール活動をよろしくお願い申し上げます。

以上、報告について説明させていただきました。

よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいいたします。
報告第34号につきましては、この後の議案で審議がございますので、ご意見等がありましたらよろしくお願いいいたします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、報告事項7件については、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大字北条地内、登記地目：田が3筆で計6,204㎡、登記地目：畑が2筆で計283㎡、合計5筆で登記地積合計6,487㎡であります。

譲渡人と譲受人は、母と子の関係であり、これまで親子で耕作管理してきましたが、譲渡人が高齢となり耕作管理できなくなったことから、これを機に生前贈与し、世代交代したいものであります。

2番については、申請地は、大字小原新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積733㎡であります。

申請地は、現在、譲受人と譲渡人の間で利用権設定をしている農地で、登記地目は田であります。譲受人が畑として耕作している農地であります。

譲渡人は高齢となり、利用権設定の期限も近づいてきており、将来的に譲渡人が耕作管理することが困難なため、現在、耕作している譲受人に相談したところ、利便性の良い農地であることから譲受人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：田が7筆、登記地積合計6,312㎡であります。

譲渡人は、県外在住で耕作管理できないことから、親戚である譲受人に相談したところ、このたび合意に至ったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

今年度の耕作は、譲渡人から譲受人へ作付けを委託されて、耕作しております。

以上3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、2番の東條進委員、

2番については、6番の荒川 美子委員、
3番については、13番の山川 政明委員より、よろしく申し上げます。

- 2 番 1番について補足説明をさせていただきます。
現地確認につきましては、7月3日に事務局と行いました。
譲受人については、譲渡人の母親が高齢となりまして、足が不自由になったため耕作管理が出来なくなり、元気なころは私も同じ集落で水管理や畦の草刈りを一生懸命にやっておりました。現在は介護施設のデイサービスやショートステイを利用する状態となりまして、譲受人である息子さんが管理している状況です。管理状態も良いことから問題ないと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 6 番 2番について補足説明をさせていただきます。
先々週、事務局と現地確認を行いました。
屋敷との隣接地となり、現在も一生懸命、農作業を行っておりますので、特段問題ないと考えまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 13番 3番について補足説明をさせていただきます。
7月12日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りで、譲渡人は県外在住で耕作管理もできませんし、譲受人は今年5町歩ほど、機械を入れ替え率先して耕作をやっておられる方で40代くらいの若者でありますので、特段問題ないと考えまます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第29号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 【質問・意見なし】
- 事務局 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めまます。
よって、議案第29号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
なお、6番については、農地転用許可前の事前着工となった案件ですので、1番から5番までと分離し、審議したいと思いまますので、ご了承願いまます。
それでは、1番から5番まで事務局の説明をお願いしまます。
- 事務局 それでは、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について、1番から5番まで説明いたしまます。
1番について、申請地は、高柳2丁目地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計

388㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.2をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第2種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟の建築整備を希望しています。

2番について、申請地は、美守2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積385㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.3をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

3番について、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が1筆、登記地積146㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.4をご覧ください。

申請地は、圃場整備区域から外れ、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、駐車場の拡張と花壇兼堆雪場の整備として事業用地を求めていたもので住宅と隣接する申請地は最適地と判断しており、隣接する宅地15.43㎡と一体で申請地を購入し、駐車場と花壇兼堆雪場の整備を希望しています。

4番について、申請地は、柳井田町2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積221㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.5をご覧ください。

申請地は、北新井駅から300m以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟と駐車場の整備を希望しています。

5番について、申請地は、石塚町1丁目地内、登記地目：田が2筆で計298㎡、登記地目：畑が1筆で132㎡、合計3筆で登記地積合計430㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、住宅1棟、車庫1棟の整備を希望しています。

以上、5件についてですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、16番の市川 政一委員、

2番については、2番の東條 進委員、

3番については、14番の霜鳥 勝範委員、

4番については、7番の宮尾 俊一委員、

5番については、17番の尾崎 香委員、よろしく申し上げます。

16番

1番について、7月10日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、高柳2丁目、市道国賀北条線に面し、2筆で388㎡転用し事務所兼住宅1棟を建築する計画であります。この土地は、土地区画整地地内の第3種農地であり、その周辺は、住宅団地化されており、都市計画法の用途地域第2種中高層住居専用地域であることから特段問題ないと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

2 番

2番について、7月9日に事務局と現地確認を行いました。

申請地につきましては、事務局の説明通りでした。
特に補足説明はございません。特段問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

14番 3番について、7月12日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りです。現地及び申請書類等確認したところ、何ら問題ないと思います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

7番 4番について、7月3日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りです。特段問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

17番 5番について、7月10日に事務局と現地確認を行いました。申請地は、事務局の説明通りで東側には工場、北側・西側には公民館・寺・店舗兼住宅があり、かなり宅地化が進んでいるところであります。現地確認と併せて関係書類を確認したところ、差し支えないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第30号のうち、1番から5番について質疑を行います。質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、1番から5番までを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号のうち、1番から5番については、許可することに決定しました。続きまして、議案第30号のうち、6番について、上程します。
それでは、6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは8ページ、6番について、説明させていただきます。
最初に、本件は、報告第34号「農地転用許可申請に係る適正な運用について」で報告しましたが、農地利用最適化推進委員の農地パトロールにおいて、農地転用許可前に一般住宅の事前着工を確認した案件であることをふまえて、ご審議いただきたいと思っております。

申請地は、大字窪松原地内、登記地目：田が1筆、登記地積183㎡です。

位置図は、資料No.1で位置をおさえていただきまして、資料No.7をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われまます。

譲受人は、現在の自宅の近隣に土地を求めていたもので、自宅の隣接地で使用貸借できる申請地は最適地と判断されたものです。

譲渡人と譲受人は、親子であり、譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、住宅1棟の建築整備を希望しているものです。

ここまでが本件に係る申請内容となっております。

続いて今回の事案発生からの経緯を説明させていただきます。

最初に、7月1日に地区担当の農地利用最適化推進委員より通報を受け、同月3日に事務局で現地確認をしましたところ、農地転用許可を受ける前の農地にて、一般住宅の建築工事が進められておりました。

このため、工事事業者や行政書士等関係者に事実確認をし、7月5日に工事の中断を要請しました。

本件には、申請者の代理人である行政書士と設計業者との窓口である司法書士が携わっており、農地転用申請にあたっては、申請書や始末書の提出は代理人である行政書士からの一括した提出ではなく、書類によって行政書士と司法書士からの各々の提出となり、申請期限後に添付書類が提出されるなど、相互の連携が不足していました。

また、行政書士は、追加配布しました報告第34号「農地転用許可申請に係る適正な運用について」の別紙1の文書が、行政書士会員に周知されているにも係らず、十分な現地確認を行っていませんでした。

農地転用申請書提出後に現地確認をしました。7月5日に要請した工事の中断が速やかに行われず、工事中断を確認できたのは、7月26日でありました。

なお、農地転用許可手続き前に着工してしまったことについては、申請人から始末書の提出がありました。

以上、経緯について説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番については、5番の丸山 善明委員より、よろしく申し上げます。

5番

7月12日に事務局と現地確認を行いました。この時点では、すでに建前が終わっておりまして、屋根工事がほぼ完了しておりました。申請農地は、県道の拡幅工事で小さな田んぼとなったために保全管理と畑の利用だったと思われます。農地に許可なく建物を建ててはいけないということをよく知らない申請人、転用許可後、工事開始と承知していたと思われる行政書士を含む関係業者で行われた事案です。

先月の総会でも同様の案件がありました。農地法や農業委員会の許可を軽視しているように思われます。始末書を書いたり、工事を中断させたりで不利益を被っているのは申請者のみ、なのではないかと思えます。建物工事の申請、受付段階で対処できるのではないかと考えますし、関係業者さんにも再度周知をするよう感じます。

昨日、状況を確認したところ、12日より雨風を防ぐ関係から、一部外壁が張られ、他はブルーシートで覆われ、工事は中断していました。

今後の対策等も考えて、事案のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第30号のうち、6番について質疑を行います。

質疑をいただくわけですが、皆様にはお聞きになった通り、6月、7月と始末書の提出がある案件が続いております。6月の案件については、許可ということになりましたが、両案件とも農地パトロールによって発覚した事案であり、それだけ皆様が活動しているという一つの証なのではないかなと思えます。

6月の案件につきましても、行政書士会等、先程もお話がありました通り、最後まで終わっている話ではありません。その矢先の7月案件であります。2件の案件とも代理人である委任を受けた行政書士、当事者の認識不足がこのような違反行為の問題につながっているというものでございます。

今、担当委員からの説明でもありましたが、一番被害を被るのは施主でございますし、我々は別に施主をいじめているわけでもございませんし、ここに携わった方々の怠慢行為がこういうことにつながったというふうに思うわけで、この行為に関して、先程報告があった通り、これから県の行政書士会や上越支部に今後いろいろな要望事項をぶつけるつも

りでございますので、皆様のご意見を聞かせていただきたいことから、この件だけの審議にさせていただきます。ご意見のある方は挙手にてお願いいたします。

17番 施主様が一番被害を被っておられることを痛感いたしました。
この件で一番良くわかっている司法書士、行政書士が連携が取れていない、甘く見ているのを感じ、今回は私は許可できないのかなと、これを通してよく皆さんにわかっていたきたい、農地法をよく理解していただきたいと思い、反対します。よろしく願いいたします。

1番 この行政書士につきましては、6月と7月と別々の方ですか。

議長 長 別の方です。

1番 行政書士会から会員への通知が出てから、7月の方の事案が発生したのですか。

議長 長 通知は出ていたと思います。

1番 知っててやったということですか。悪質すぎて反則です。

事務局 実際に事務局へ話があったのは、司法書士から3月ごろに相談がありました。
その時は、農地か否かという確認から話があったものです。司法書士、行政書士の連携がなされず、お互いの思い込み取り違いがあったのではないかと思います。
行政書士につきましては、6月25日に上越支部長宛てに通知した文章を確認していると思います。

12番 事務局にお尋ねしたいのですが、7月5日に工事の中断を要請したと、これは書面を以て要請されたのでしょうか。工事中止命令とか。そのような控えをもっていて、相手が工事命令書を受け取りましたよという形であるものなのか。口頭であるものなのか。お聞きしたいと思います。

事務局 先程、3日に事務局で現地確認をしましたというお話をさせていただきました。
その後、4日、5日に行政書士、司法書士を事務局へ呼び出し、その場でいきさつを確認し、口頭で工事の中断を要請したものであります。

12番 口頭の場合の危険性というものは、聞いた、聞かない、言った、言わないという言葉の解釈があるかと思えますので、今後は命令書などを出す方法にしたらいかがでしょうか。工事中止命令書、中断命令書があれば、そういうものがないのではないかと思います。転用許可が下りていないので、工事の中断をしないと原状復帰命令を出します。くらいの強いものでもいいと思います。いずれにしても行政書士が職務怠慢だと思いますので、県の行政書士会や上越支部へ話を大きくしてもいいのではないかと思います。

農業委員会がいわゆる追認、始末書1枚で何でも通用できることは、あってはならないことだと思いますし、そういう空気が代理人等に蔓延することをおそれています。

県の行政書士会、上越支部で今後どのような対応を取ってくださるかということをお次回の総会の際に報告していただければと思います。

この場で過半数の同意が得られなかった場合には、原状復帰ということになるのでしょうか。

事務局 工事中断命令書につきましては、今回は口頭でさせていただきます。

ご意見をいただいたことを踏まえて、他の事例を参考に、今後対応させていただきたいと思えます。

今後の行政書士会との経過報告につきましては、会長から行政書士会へ必ず報告をしていただきたいと思いますので、8月の総会時に報告できることがあればさせていただきますと思えます。

原状復帰ということですが、県や農業会議等にも事例があるのか確認させていただきましたが、一般住宅につきましては今までは無いと聞いております。

16番 施行主が委任した代理人である行政書士の農地法に対する意識の無さから、このような事案が発生したと思えます。今後、現場の工事状況、担当行政書士の対応を確認したうえで、再度検討してもおかしくないことから、継続審議による選択肢もあるのではないかとと思えます。

しかし、施主につきましては、工期に合わせた計画もあるかと思えます。工事の停止の説明もはたして行政書士から施主に話が伝わっているのかと疑うわけですが、施主には負担をかけないことから、委任された行政書士には怠慢、目に余る意識の低さから今後の指導を行政書士会に強く要望し、再発防止の強化を事務局に再度お願いしたいと考えております。

事務局 ご意見ありがとうございます。

いずれにしましても、行政書士会の支部長さん、県の副会長さんとお話する中では、非常に、危機管理について、ご理解いただけているのかと思えます。

行政書士会と協議を進めていく中で、きちんとした対応を取っていただくようにやっていきたいと思えます。事務局からも、必要であれば、行政書士の方々へ、農地法に関する研修等をさせていただければと投げかけております。まだ回答は得られておりませんが、良い意味での連携を取れるのではないかと考えておりますので、8月の総会の時に何らかの形で報告できればと思っておりますのでよろしく願いいたします。

5番 今まで前例がなければ、許可してほしいなと思えます。

報告34号の中で、「事務局としましては、一般住宅の建築に際し、建築確認申請等が必要であることから、農地転用許可前着工の未然防止に向け、建設課と連携し、申請地の地目を確認することとします。」とありますが、同じ役所内にいるので事前にわかっているのではないかとと思えます。こういうことを以前から実施していれば、本件のようなことは未然に防げたのではないかとと思えます。

事務局 報告34号の後段で、事務局としましては、ということで3行、記載させていただいております。

一般住宅の建築確認申請は、建設課を通じて行うこととなっており、確認申請の審査基準として、申請地の地目までは対象になっていないとのこととします。

しかし、事務局といたしましては、このようなことが続いているということで、横のつながりとしては、確認申請があった時点で、個人情報等もありますが、地番が分かれば地目の確認ができますので、農地における手続き前の着工を未然に防ぐことを念頭に置きながら、業務を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 今回、当事者の行政書士に対しまして、こちらから謝罪文の提出をしてくださいと依頼をいたしました。あくまでも謝罪文です。コピーをとりましたので、皆様にお配りします。

<謝罪文、配布>

- 議 長 今、お配りしたものに關しましては、行政書士の名前が入っておりませんが、またこういう文章が一人歩きするといけなないので、総会終了時に回収させていただきます。読んでいただいて、謝罪文に關しましてご意見を頂戴したいと思います。
- 8番 単なる経過説明に過ぎず、謝罪文とは思えませんが、いかがでしょうか。
- 議 長 今、おっしゃられたことにつきましても謝罪文と言って、提出していただいたにも関わらず、それらしくないものです。
- 14番 本来、謝罪文を出す時はタイトルをつけて相手側に出すのが普通と思いますが、付いていませんし、書面の中に悪いという言葉が出てきてもいいのだけれども、そういう誠意が受け取れない書面です。そういう書面が書けないのであれば、対策としてどうするべきか反省して提出するべきだと思います。
- 事務局 この文章につきましては、昨日行政書士と面談させていただきました、会長からのお話もありまして謝罪文という形で出してくださいとお話ししました。会長宛ての文章ということだけで、タイトルまでは、説明が不足しておりました。
- 17番 行政書士の名前が入っておりませんが、本人からの謝罪文ではないですね。
- 議 長 あえて名前は消させていただきました。個人名は、把握しております。
- 17番 やはり、こういうことを起こしてしまった重大さを自覚してもらいたいなというのがありますが、全国各地でこういうことは起こってはいけなと思います。施主さんには申し訳ないのですが、私は許せないと思います。
- 12番 本件は、ここで許可するしないではなくて、8月総会まで持ち越すということは、農業委員会法ではどうなのでしょう。事務局にお聞きします。保留という言葉があるのかどうか。
- 議 長 新潟県農業会議にもお聞きしました。県の常設審議委員会案件の中で、大規模な案件では、継続審議というのが事例としてあるようです。
- 議 長 さて、農業委員さんが、可否を1票1票お持ちです。これから採決するわけですが、この可否によって、今現状は、外壁も屋根も窓枠も全部終わっております。今朝、見てきましたが3千万円くらいかかるかと思いますが、これが全部取り壊しくらいになろうかと思われま。それも含めて皆様から十分に審議していただきたいと思います。先程から皆様にお話ししている中に、これは施主の問題よりもこの申請から始まっている関係者の問題が大きいことは間違いございません。今、継続審議または許可できないというご意見が出てきました。これをまとめるにあたって、今お話しした内容の中から、皆様からいただいたご意見は、この行政書士に話したいと思いますし、ここまで協議しているんだ、こういう意見が出ているんだということをきちんとお伝えしたいと思います。県の行政書士会、上越支部へは、先般の打ち合わせの中で、6月の案件を出した行政書士と7月の案件を出した行政書士の処分を綱紀委員会にかけて、処分を下すそうです。どういう処分になるか、こちらにもお伝えくださいとお伝えしてあります。それを含めて2件の行政書士は、このままでは終わらない可能性があるということです。しかしながら、自分たちの夢を持って、マイホームを建設し、いつできると思う中で家

具の調達、完成時を思いながら浮かべながら、施主さんは不安な気持ちが一杯なのではないかと感じるころであります。

妙高市農業委員会は、法の番人であるわけですが、人をいじめる委員会でも無いわけですが、私たちがこの法を正しい方向に進めなければならないかということを推進委員の皆様もいらっしゃる中で、大変いい勉強をさせていただいているというふうに判断するべきではないかと思ひますし、この行政書士会の方々たちにも、今後申請対応については、妙高市農業委員会は譲らないぞというところまで、今後進めたいと考えているころであります。

これから採決をしなければなりません。採決の方法ですが、私は、皆様から挙手していただく採決はしたくありません。誰がどうのこうのと、私は過去に何回も嫌な思いをしてまいりました。挙手ではなく、通常の方法で採決したいと思ひますが、皆様にお伺いしたいと思ひます。通常の方法で意義がないとなれば、行政書士はともかくとして施主に対しての許可を与えるという通常の方法でよろしいでしょうか。

【「はい」の声あり】

議長 それでは、通常の方法で採決させていただきます。
これより、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、6番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 「ご異議なし」多数ということで、この案件については、ご理解をいただいて許可とさせていただきます。

1番 採決でOKが出たのですが、私としては継続審議ということで、8月の総会で採決してほしいなと思ったのですが、実際にはできないということで、行政書士の処分の仕方を見たいなと思ひます。来月の総会で報告をしていただきたいなと思ひますし、処分によって考え方が甘く見られているのか、深く反省しているのかを知りたいと思ひます。

議長 皆様のご意見を行政書士会にお伝えしたいと思ひますし、8月の総会で結果をご報告できればと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長 次に、議案第31号「事業計画変更承認申請について」を上程します。
担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第31号 事業計画変更承認申請書審議については、9ページをご覧ください。
今月の承認申請は1件です。
申請地は大字下濁川地内で、申請地及び転用面積に変更はありません。
位置図については、資料No. 8をご覧ください。
建設事業者が、土採取事業及び植林として、当初は平成13年に許可を受け、その後、平成21年に変更許可及び承認を受けて事業を実施しているものです。
本件は、一部追認案件であります。
申請人は、令和元年6月30日までの事業期間で承認を受けていましたが、事業期間延長の手続きを怠って今回の申請に至ったもので、申請人に指導するとともに、反省を促したものであります。

それを受けて、手続きを怠ってしまったことについて申請人から始末書の提出がありました。

この件については、申請人も深く反省しているところであります。

申請書提出後に遠目で現地確認をしましたが、これまでも周囲の農地等に悪影響を与えたこともなく、これからも同様であると想像できることを確認しました。

今回の計画変更理由は、公共事業等でリサイクル材の利用が増えているために、発注段階での建設骨材の使用が減少し、計画通りに土の採取が進まず、植林による緑化も思うように進まなかったことによるもので、5年間の工期を延長するものであります。

以上、1件について説明させていただきましたが、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第31号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより議案第31号「事業計画変更承認申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第32号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案第32号のうち、3番については、農業委員会法第31条に関連する案件ですので、3番を除く1番から2番までの2件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページ 議案第32号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
2件は、いずれも来月からの貸借開始ではありますが、貸付人、借受人の両者合意のもとで、委託により、今年の作付けは行われております。2件とも貸付人が未相続の案件であり、相続人からの同意を得るのに時間を要したため、この時期の申請となりました。
契約内容や貸借期間については、貸付人、借受人双方の両者合意のものとなっております。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第32号の1番から2番の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第32号「農用地利用集積計画について」1番から2番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号の1番から2番については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、同じく議案第32号「農用地利用集積計画について」のうち、3番を上程します。

3番については、10番の飯塚 淳一委員に関連する案件ですので、法律第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、飯塚委員は退席してお願いいたします。

<飯塚委員、退席>

議 長 それでは、議案第32号の3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして10ページ、3番についてです。

貸付人、借受人双方の話し合いにより契約内容、貸借期間の設定となっております。

引き続きの再設定でありますので特段、問題ないと思われまます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第32号の3番の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第32号「農用地利用集積計画について」、3番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号の3番については、許可することに決定しました。
それでは、飯塚委員の退席を解除します。

<飯塚委員、復席>

議 長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第17回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。


妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

安原 義之 

妙高市農業委員会署名委員

渡邊 春男 

妙高市農業委員会署名委員

東條 進 